

事 務 連 絡
令和7年8月22日

各 都道府県介護保険担当課(室) 御中
市町村介護保険担当課(室)

厚生労働省老健局老人保健課
厚生労働省老健局介護保険計画課

介護情報基盤の整備に係る自治体向け説明会 及びアンケート調査の実施について

介護保険行政の円滑な実施につきましては、日頃から御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。
介護情報基盤の整備に関し、各自治体において対応が必要な事項については、「介護情報基盤の今後のスケジュール、介護情報基盤活用のための介護事業所等への支援及び介護情報基盤とケアプランデータ連携システムの統合について」(令和7年7月22日付け厚生労働省老健局老人保健課、介護保険計画課、高齢者支援課事務連絡)において、その詳細については、今夏に開催予定の自治体向け説明会等で、改めてお示しする予定とお知らせしてしました。

また、介護情報基盤の活用に当たっては、各市町村の介護保険システムを用いた初期セットアップ作業等が必要となります。

つきましては、下記のとおり、介護情報基盤の概要、各自治体において対応が必要な事項の理解促進等のため、「介護情報基盤に係る自治体向け説明会」を開催するとともに、自治体ごとの初期セットアップ作業の実施日程を決定するためのアンケート調査を実施することといたします。

各市町村におかれましては、内容を御確認の上、説明会の御参加及びアンケート調査への御回答をお願いいたします。また、各都道府県におかれましては、管内の広域連合及び関係する一部事務組合に対する周知をお願いいたします。

なお、各国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)への周知については、別途、公益社団法人国民健康保険中央会から行う予定であることを申し添えます。

記

1. 「介護情報基盤に係る自治体向け説明会」の開催について

説明会は、市町村向けと広域連合・一部事務組合向けとで分けて実施いたしますので、該当する説明会への参加をお願いいたします。また、説明会の内容は、説明会開催後に動画としても一定期間公開します。「2. アンケート調査の実施について」に示すアンケート調査に正確に回答いただくため、必ず参加いただくようお願いいたします。

(1) 参加対象者

- ・各市町村又は広域連合・一部事務組合の担当者
- ※各都道府県及び国保連の担当者が参加することも可能です。

(2) 開催日時

- ・市町村向け : 令和7年9月2日(火) 14:00～14:45
- ・広域連合・一部事務組合向け : 令和7年9月3日(水) 14:00～14:45

(3) 開催内容(予定)

以下の内容について、講義形式で実施いたします。

- ・介護情報基盤の概要
- ・各市町村において対応が必要な事項(介護情報基盤活用に向けた介護保険システム導入・初期セットアップ、特定個人情報保護評価の実施、自治体内業務運用フローの見直し等)
- ・アンケート調査について

(4) 開催方法

説明会は、厚生労働省公式 YouTube チャンネル上の以下の URL においてライブ配信します。

なお、説明会の動画は、終了後に一定期間公開する予定であり、公開先の URL は後日事務連絡で通知します。

- ・[市町村向け説明会](#)
- ・[広域連合・一部事務組合向け説明会](#)

(5) 説明会資料の公開場所

説明会資料は、令和7年9月4日(木)より厚生労働省のホームページ「[介護情報基盤について](#)」に掲載します。

2. アンケート調査の実施について

詳細は説明会でご説明させていただきますが、介護情報基盤の活用にあたっては、各市町村の介護保険システムから介護情報基盤への初期セットアップ(作業準備含む)が必要となるため、各自治体における介護保険業務の現況調査及び初期セットアップ時期の調整を目的としたアンケート調査を行います。

なお、本アンケート調査は、全ての自治体から御回答いただくことを想定しています。
本アンケート調査への回答結果に基づき、各自治体が初期セットアップを実施する日程を決定しますので、説明会に参加いただき、また、予め介護保険システムベンダとも回答内容を調整した上で、正確に回答していただくようお願いします。

(1) 回答方法

原則として、一斉通知・調査システムの調査票の回答機能より、御回答ください。

・ [一斉通知・調査システム](#)

(2) 照会期間・回答期限

・ 照会期間：令和7年9月1日（月）～令和7年9月19日（金）

・ 回答期限：令和7年9月19日（金）17：00

※必ず期限内の御回答をお願いいたします。

※アンケートは9月1日（月）にアップロードします。

(3) 回答に当たっての留意事項

一斉通知・調査システムを利用できない保険者（広域連合等）におかれましては、当該システムを利用できる1市町村においてとりまとめの上、御回答ください。

また、自治体内で御担当が複数の部局に跨る場合も、自治体ごとにまとめて御回答ください。

以上